

## 議案第 3 号

関市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について

関市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

関市長 尾 関 健 治

### 提案理由

共生社会の実現に向けた取組に関する基本理念及び必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

# 関市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第5条）

#### 第2章 障がいを理由とする差別の解消（第6条—第8条）

#### 第3章 共生社会の実現に向けた取組

##### 第1節 理解の促進（第9条・第10条）

##### 第2節 多様な意思疎通手段の確保（第11条—第16条）

##### 第3節 障がいのある人の自立及び社会参加（第17条・第18条）

#### 第4章 雑則（第19条）

### 附則

関市において、障がいのある人もない人も、障がいの有無にかかわらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会の実現は、わたしたち市民の願いです。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくには、わたしたちが一人ひとりの違いを認め合い、障がいの特性や社会的障壁を取り除く必要性について理解を深めながら、市、市民及び事業者が互いに協力し、様々な場において障がいの状態に応じた適切で合理的な配慮に努める必要があります。

ここに、障がいを理由とする差別をなくすとともに、障がいのある人もない人も互いの人格や個性を尊重し、共に生きるまち関市を実現することを目指して、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、本市における共生社会の実現に向けた取組に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいを理由とする差別の解消を図り、もって障がいのある人もない人も分け隔てなく安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

ところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことをいう。
- (6) 不当な差別的取扱い 障がいに関する事由により、障がいのある人を排除すること、その権利の行使を制限し、又は条件を付すことその他不利に扱うことをいう。
- (7) 合理的配慮 障がいのある人がその権利及び自由の享有及び行使を確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、負担が過重でない範囲のものをいう。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。
- (2) 不当な差別的取扱いによって、障がいのある人の権利利益が侵害されないこと。
- (3) 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう合理的配慮の提供がなされること。
- (4) 障がいのある人において、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

(5) 障がいを理由とする差別及び社会的障壁に係る問題が、障がいの有無にかかわらず、全ての市民の問題として認識され、その理解が深められること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、共生社会の実現に向けて必要な取組を実施するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がいに対する理解を深め、市が実施する取組の推進に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 障がいを理由とする差別の解消

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第7条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、合理的配慮の提供をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、合理的配慮の提供をするよう努めるものとする。

(相談)

第8条 市は、障がいのある人及びその関係者からの障がい理由とする差別に関する相談に応じ、必要に応じて、次に掲げる対応をするものとする。

(1) 相談をした者その他相談に関する者に対する説明、助言、情報提供その他必要な支援を行うこと。

(2) 相談をした者その他相談に関する者間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関等への紹介を行うこと。

## 第3章 共生社会の実現に向けた取組

## 第1節 理解の促進

(啓発活動の推進)

第9条 市は、障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進するものとする。

(交流の機会の確保等)

第10条 市は、障がいのある人もない人も相互に理解を深めることができるよう交流の機会の確保及びその充実を図るよう努めるものとする。

## 第2節 多様な意思疎通手段の確保

(多様な意思疎通手段の普及等)

第11条 市は、手話、要約筆記、点訳、音訳、文字表示、平易な表現その他の障がいの特性に応じた多様な意思疎通のための手段（以下「多様な意思疎通手段」という。）の普及を図るとともに、その利用が促進されるよう環境整備に努めるものとする。

(手話等を学ぶ機会の提供)

第12条 市は、手話、要約筆記、点訳又は音訳（以下「手話等」という。）を必要とする障がいのある人、その者の意思疎通を支援する者及び関係機関と連携して、市民に手話等を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(意思疎通の支援者の養成等)

第13条 市は、手話通訳その他の方法により障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成及び技術の向上のため、必要な支援に努めるものとする。

(障がいの特性に配慮した情報の発信等)

第14条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得できるようにするため、多様な意思疎通手段による情報の発信及び提供を行うよう努めるものとする。

(市民の理解等)

第15条 市民は、多様な意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、多様な意思疎通手段に関する市の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の理解等)

第16条 事業者は、多様な意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、多様な意思疎通手段を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、及び多様な意思疎通手段に関する市の取組に協力するよう努めるものとする。

### 第3節 障がいのある人の自立及び社会参加

#### (移動の手段への支援)

第17条 市は、障がいのある人の自立及び社会参加の促進のため、障がいのある人が移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう必要な支援に努めるものとする。

#### (就労及び雇用への支援)

第18条 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、障がいのある人の就労が促進されるよう就労に関する相談その他の障がいのある人が必要とする支援を行うものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、事業者が障がいのある人の障がいの特性を理解し、障がいのある人の雇用の機会を広げるために必要な支援を行うものとする。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。